

一般社団法人島根県サッカー協会への賛助会員募集ならびにバナー広告の掲載に関する規程

第1章 賛助会員

第1条（名称）

一般社団法人島根県サッカー協会(以下「当協会」という)がめざす「豊かなスポーツ文化の創造」「人々の心身の健全と島根の持続的な発達への寄与」「地域・社会のコミュニティを創造と社会の発展への貢献」に賛同いただける企業様・団体様を「賛助会員」という

第2条（趣旨）

本規定は、当協会と賛助会員との規程ならびに当協会ホームページ(以下「HP」という)へのバナー広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

第3条（賛助会員の期間）

賛助会員の期間は、4月1日から3月31日までの1年間とし、年度ごとに更新する。

- 2 年度途中から入会した場合の期間は、その年度が終わる3月31日までとする。

第4条（賛助会員の新規申込と認定）

賛助会員への新規申込は、当協会 HP より「賛助会員入会申込書」(様式1)をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、当協会に提出しなければならない。(メール添付、FAX送付、郵送いづれでも可)

- 2 提出された「賛助会員入会申込書」をもとに当協会理事会で承認を経たのち、賛助会費の入金を確認した時点で賛助会員となることができる。
- 3 年度途中からの賛助会員への入会も随時受け付ける。年度途中からの入会についても、上記記載の手続きを経て、賛助会員となることができる。

第5条（賛助会費）

賛助会費は、1口 10,000円とし、口数単位にて募る。

- 2 年度途中からの新規加入については、下記計算式によって算出した金額を初年度分とする。
賛助会費×3月末日までの残り月数÷12か月(端数については、百の位にて切り上げる)
- 3 賛助会費の振込先については、「賛助会員入会申込書」(様式1)に記載する。

第6条（賛助会員への特典）

当協会 HP にバナー広告を掲載する。バナー広告の掲載については別に詳細を定める。

- 2 毎月発行される機関誌 JFA News を無料で贈呈する。
- 3 3口 30,000円以上に申込をいただいた方には、特典として下記の内容を提供する。
 - ・日本代表カレンダー(Samurai blue、なでしこ JAPAN)の進呈
 - ・当協会が主催する有料大会への招待券贈呈(※天皇杯1回戦、高校サッカー選手権など)

※天皇杯1回戦は、当県にて開催が決定した場合に限る。
3口で1枚を贈呈し、以下2口につき1枚ずつ贈呈枚数を追加する。

第7条（賛助会員の更新）

毎年3月末日までに、「賛助会員継続依頼文書」を発送し、賛助会員の継続をお願いする。賛助会費の振込を確認した時点で、賛助会員の継続、更新とする。賛助会費の振込先については、「賛助会員継続依頼文書」に記載する。

2 賛助会員の退会申込書の提出がない限り、賛助会員の継続とみなす。

<特典一覧表>○：特典あり ●特典なし

賛助会費口数（1口 10,000円）	1口	2口	3口以上
当協会HPへのバナー掲載	○	○	○
機関誌 JFA News 無料贈呈	○	○	○
日本代表カレンダー(Samurai blue、なでしこ JAPAN)の贈呈	●	●	○
主催大会への招待券贈呈 (※天皇杯1回戦、高校サッカー選手権)	●	●	※○

※天皇杯1回戦は、当県にて開催が決定した場合に限る。

第8条（賛助会費の変更）

既に賛助会員に入会している団体が賛助会費の口数を変更する場合は、当協会HPより「賛助会費変更届(様式3)」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、当協会に提出しなければならない。(メール添付、FAX送付、郵送いずれでも可)

第9条（賛助会員の退会）

賛助会員からの退会を希望する場合は、当協会担当者に連絡をし、「賛助会員退会申込書」(様式2)を受領のうえ、「賛助会員退会申込書」(様式2)に必要事項を記入して当協会に提出しなければならない。(メール添付、FAX送付、郵送いずれでも可)

「賛助会員退会申込書」(様式2)を受領した時点で、特典の提供、バナー広告の掲載等、全ての賛助会員の資格を失う。年度途中での退会であっても、賛助会費の返納は行わない。

第2章 バナー広告の掲載

第10条(バナー広告に掲載できる内容)

バナー広告として掲載できるものは、以下のいずれかのものとする。

- (1) 会社名(事業所名を含む)または団体名
- (2) その他 当協会が適当と認めるもの

第 11 条(バナー広告の申込)

バナー広告掲載を希望する場合は、「賛助会員入会申込書」(様式 1) バナー広告掲載申込欄に必要事項を記入し、バナーデータを添付のうえ、当協会に提出しなければならない。

第 12 条 (バナー広告の掲載位置)

バナー広告の掲載位置は、当協会が指定した位置とする。

第 13 条(バナー広告の規格)

バナー広告の規格は、以下を原則とし、賛助会費の額に応じて当協会にて調整を図る。

賛助会費口数 (1口 10,000 円)	1 口以上 5 口未満	5 口以上 10 口未満	10 口以上
バナーサイズ (天地×左右)	200x 60 ピクセル	300x 90 ピクセル	400x120 ピクセル
形式	GIF、JPG、PNG 形式のいずれかとする。		

掲載するバナーの数が多い場合は、上記サイズの変更をお願いする。

高額な賛助会費をいただいた場合は、別途協議し、バナー広告の規格を決定する。

第 14 条(バナー広告の掲載期間)

バナーの掲載期間は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とし、年度ごとに更新する。賛助会員の退会申込書の提出がない限り、バナー広告の掲載を継続する。

第 15 条(バナー広告の掲載終了)

賛助会員の退会申込を受理した時点で、当協会 HP へのバナー広告掲載を終了する。

付記

本規定は、2026 年 1 月 1 日より施行する。